

令和8年度第1期資源物売却（2）仕様書

1 目的

宍粟市内の資源物回収ステーションに市民が持ち込んだ資源物を市内業者に適正に売却することを目的とする。

2 件名

令和8年度第1期資源物売却（2）

3 買受場所

市内自社買受施設

4 契約期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日まで

5 品目

①びん類（透明、茶色、その他の色）

②缶類（スチール缶、アルミ缶）

6 売却見込量

令和8年4月～令和8年9月 見込量 下表のとおり

	品目	売却見込量	搬入予定回数
①びん類	透明びん	25,600 kg	131回
	茶色びん	26,600 kg	
	その他の色びん	10,500 kg	
②缶類	スチール缶、アルミ缶混合 (スチール50%：アルミ50%)	13,000 kg	

※見込量及びスチール・アルミ比率は直近6カ月の収集実績及び動向より推計しているため、増減が生じる場合があります。

7 契約額

(1) 各資源物1kg当たりの落札額に消費税を加算した額を売却単価とする。(小数点以下第2位まで)

(2) 収集時に異物等の排除を行うが、搬入する資源物には一定割合の異物混入を想定している。

各品目のダスト引きは0%とするため、必要であれば入札単価はダスト引きを見込んだ金額とすること。

8 資源物の搬入及び計量

(1) 搬入場所 買受者の受け入れ施設

(2) 搬入方法 市、及び市の委託業者が搬入する。

(3) 計量方法 買受者の計量器により計量を行い、計量値を記載した計量伝票を発行する。

※計量が適正に履行されていることを確認するため現地検査を行う場合がある。

(4) 搬入日時 搬入予定表に定める日の8時30分～17時とする。

9 事故の報告

買受者は、搬入における事故については、速やかに市に報告をするとともに、買受者の責任において速やかに解決しなければならない。

10 支払い

買受者は、売却金額について買受者が発行する計量伝票をもとに算出された金額を、納期限日までに支払うこと。

ただし、金額については、落札単価に搬入数量及び消費税を乗じた額とする。

11 法令の遵守

(1) 買受者は、業務の遂行にあたって、関係法令を遵守するものとする。

(2) 搬入後の処理過程で生じた廃棄物についても、関係法令を遵守し買受者の責任において適正に処理すること。

12 その他

(1) 入札書提出後、差し替え及び辞退はできません。

(2) 開札後の仕様書及び現場説明並びに内容の不明を理由とする異議申し立ては受け付けません。

(3) この仕様書に定めるもの以外に、業務履行上必要な事項及び疑義を生じた事項については別途協議のうえ決定する。

(4) 買受者は、買受した資源物を適正に処理しなければならない。

(5) 買受者は、市が資源化の適正な処理について必要があると認め報告を求めたときは、これに応じなければならない。